

喬木村堰下ガイドウェイヤード造成に伴う 発生土運搬車両の通行等に関する確認書

喬木村（以下「甲」という。）、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「乙」という。）及び東海旅客鉄道株式会社（以下「丙」という。）は、丙より委託を受けて乙が実施する堰下ガイドウェイヤードへの発生土運搬に伴う、喬木村内における発生土運搬車両の通行に係る事項に関して次のとおり確認する。

（目的）

第1条 乙の発生土運搬車両の通行等に関する確認を行うことにより、当該車両の通行による影響を低減させ、もって喬木村内の交通安全の確保及び発生土運搬の円滑な施行を図ることを目的とする。

（通行ルート）

第2条 乙の発生土運搬車両の通行ルートは、別紙のとおりとする。

2 乙は、前項に定める通行ルートを変更する場合は、別紙を変更のうえ、事前に甲及び丙と調整のうえ、関係する地区住民への周知するものとする。

（安全対策等）

第3条 乙は、一般車両・歩行者等の安全が確保できるよう、発生土運搬車両運転手に対し定期的な安全運転に関する指導を行うなど、必要な安全対策を施すものとする。

2 乙は、一般車両の通行を優先し、一般車両に不便をかけないように努めるものとする。

3 乙は、交通事故の防止、一般車両及び歩行者等の安全で円滑な通行の確保に努めるものとする。

4 乙は、発生土運搬車両の通行による渋滞等道路交通への支障が生じた場合は、甲及び道路管理者と協議のうえ、速やかに対応するものとする。

5 乙は、通行ルートにおいて発生土運搬車両が重なって通行しないように、間隔を空けて出発するなどの対策を講ずるものとする。

6 乙は、発生土運搬車両が喬木村内で休憩や夜間停留を行う場所を、別途確保する必要がある場合は、あらかじめその箇所の使用について甲及び地権者や地区代表等の関係者と協議するものとする。

（通行時間）

第4条 発生土運搬車両の通行時間については、午前6時から午後7時までを基本とする。

2 通学通勤時間帯において、乙は発生土運搬車両の通行台数を調整するよう努めるものとする。また、必要により関係する小学校、中学校、特別支援学校及び村教育委員会と発生土運搬車両の通行時間について協議するものとする。

3 発生土運搬車両は日曜日、その他長期休暇期間（乙が事前に告知する日）は通行しないことを基本とする。当該期間において発生土運搬車両が通行する場合、乙は事前に甲に連絡し、関係する地区住民への周知するものとする。

4 発生土運搬車両の通行により、地元行事等に支障が生じることが予想される場合は、甲は乙に連絡し、乙は発生土運搬車両の通行について配慮するよう努めるものとする。

- 5 乙は、第1項に定める通行時間を変更する場合は、乙は甲及び関係機関と調整のうえ、事前に関係する地区住民へ周知するものとする。

(通行による影響の低減対策)

- 第5条 乙の発生土運搬車両の通行に関する苦情等については、原則として乙が速やかに対応するものとするが、甲、乙及び丙は相互に協力して問題の解決にあたるものとする。
- 2 乙の発生土運搬車両の通行に関する住民や関係者からの要望については、甲、乙及び丙で情報を共有したうえで対応を検討し、その結果対策の実施が必要と判断される場合は、その内容に応じて甲、乙又は丙が実施するものとする。
 - 3 乙は、甲及び丙に対し、翌月の発生土運搬車両台数等を報告するものとする。
 - 4 乙は、翌月の発生土運搬車両台数等について回覧等により住民に周知し、甲及び丙はこれに協力するものとする。
 - 5 乙は、発生土運搬車両において国の重量車の燃費基準の認定を受けた車種を使用するよう努めるものとする。

(村道等の清掃及び損傷修繕復旧)

- 第6条 乙の発生土運搬車両の通行に起因して道路上に土砂・粉じん等の汚れが発生した場合、乙の負担で路面清掃を行い、土砂・粉じん等の飛散防止に努めるものとする。
- 2 乙の発生土運搬車両の通行が主たる原因として道路施設を損壊等した場合は、乙は、甲及び道路管理者と協議し、早期に復旧に努めるものとする。

(道路管理者との協議)

- 第7条 本確認書の実施にあたり必要な道路管理者との協議は乙が行い、甲及び丙はこれに協力するものとする。

(発生土運搬業者等への通知)

- 第8条 乙は、この確認書の内容を乙の発生土運搬業者等に通知し、遵守させるものとする。

(有効期間)

- 第9条 この確認書は、確認の日から乙が実施する堰下ガイドウェイヤードへの発生土運搬の完了の日までの期間、効力を有するものとする。

(その他)

- 第10条 この確認書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は甲及び乙が協議して処理するものとする。

以上、確認書の証として、本書を2通作成し、甲乙丙おのおの記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

- 甲 長野県下伊那郡喬木村 6 6 6 4 番地
喬木村長 市瀬直史
- 乙 長野県飯田市鈴加町 1 丁目 1 番地 3
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
関東甲信工事局
飯田鉄道建設所長 十倉昭次郎
- 丙 長野県飯田市元町 5 4 5 1 番地
東海旅客鉄道株式会社
中央新幹線推進本部
中央新幹線建設部名古屋建設部
中央新幹線長野工事事務所長 平永稔

